

【中小企業の事業再生のポイントシリーズ】

軽減税率対策補助金のポイント

1. 補助金の背景

消費税増税については延期になるという話もありますが、一応は税制改正も予定通り平成 29 年 4 月から基本的な税率が 10%となる前提で進んでいます。

軽減税率の対応で経済的に苦しくなる会社も多くなるとは思いますが、今回はその対策として軽減税率対策補助金をご紹介します。

既にスタートしており、消費税増税が延期になった場合といった規定は特にないので、今のうちに利用してしまうということも考えられます。

8% → 10% ↑

2. 概要

大枠は次の通りです。

補助の対象	軽減税率対応レジ又は受発注システム
対象事業者	軽減税率への対応が必要な中小事業者
対象期間	平成 28 年 3 月 29 日～平成 29 年 3 月 31 日
補助率	3 分の 2 (一部 4 分の 3)
種類	軽減税率対応レジの導入等支援 受発注システムの改修等支援

基本的には事後申請ですが、受発注システムについて外部業者に委託する場合は一部事前の申請が必要となります。

対象事業者の中小事業者についての範囲は定義されていますが、肝心の小売業が資本金 5,000 万円以下、または、従業員数 50 人以下というのは少し厳しい気もします。

3. 軽減税率対応レジの導入等支援

軽減税率



申請タイプ

次の 4 種類に分かれています。あまり気にする必要はありません。

レジ導入型	POS 機能の無いレジの新規導入
レジ改修型	軽減税率に対応していない既存のレジの改修
モバイル POS レジシステム	モバイル機器との組み合わせで軽減税率に対応するレジとする場合
POS レジシステム	POS レジシステムの改修又は導入

対象となるレジの要件

- ・ 売上の区分経理に資する機能があること
- ・ 所定の要件を満たす請求書を発行できるものであること
- ・ 中古機器でないこと（リースでも新品なら対象）
- ・ 1台20万円以下であること（かつ、1事業者あたり200万円以下）



その他注意事項

導入後60日以内に申請が必要です。

既存のレジの撤去費用や保守費用、消費税部分など、補助の対象外となる部分があるので事前に詳細な対象範囲も確認する必要があります。

資料請求



4. 受発注システムの改修等支援

申請タイプ

次の2種類に分かれています。

指定事業者改修型	受発注システムの改修等を外部業者に委託する場合 この場合、委託先の業者の代理申請となります。
自己導入型	受発注システムの改修等を自ら購入・導入する場合

対象となる受発注システム（既に電子的受発注システムを利用している場合）

次のいずれかで軽減税率対応のために必要なもの

- ・ 商品マスタ、発注・購買管理、受注管理機能の改修や入替
- ・ データのフォーマット等の改修、システムの入替等

電子的受注システムを利用していない場合の対象となる受発注システム

取引先の要請により EDI 機能及びこれに連動する受発注管理機能をもつ電子的受発注システムを導入する場合には、対象になります。

補助金の限度額

1,000万円（卸売業のみに関する受発注システムの場合は150万円）

その他注意事項

基本的には上記3と同様に注意事項となりますが、受発注システムについては、ハードウェアも対象外となる場合があるので、注意が必要です。



5. 最後に

レジやシステム自体は、会計事務所と相談する必要もないかと思いますが、これらを如何に経理及び経営分析に効率的につなげるかということや、消費税について深い理解も必要になってくるので、導入に当たっては会計事務所にも相談するのが良いでしょう。

